

一般社団法人栃木県建築構造設計事務所協会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人栃木県建築構造設計事務所協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、会員相互の啓蒙活動及び研究活動を通じて、建築に関する構造技術の向上を図り、会員並びに業界の発展に必要な知識及び技能の普及に努め、もって社会の安全な建築環境の確立に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築の構造に関する講習会、研修会の開催
- (2) 建築の構造に関する技術の向上に関する学術、技術の研究
- (3) 建築の構造に関する知識の普及及び啓蒙活動
- (4) 建築問題に関する調査研究及び情報収集
- (5) 関連団体が行う事業への参加、協力及び相互交流
- (6) 関係諸官庁に対する建築の構造設計業界の発展に関する建議陳情
- (7) 会員及びその所員の親睦並びに福利厚生の上
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正 会 員

栃木県内の設計事務所において構造設計及び工事監理等を行っている事務所を開設している主宰者、又はそれに準ずる立場の者であること

(2) 準 会 員

栃木県内の設計事務所において構造設計及び工事監理等を行っている事務所に勤務している者、又はそれに準ずる資格を有する者

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の正会員、準会員又は賛助会員になろうとする者は、正会員2名以上の推薦書を添え、本会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（会 費）

第7条 正会員、準会員又は賛助会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（退 会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の通知は、退会日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

（除 名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費の滞納額が、会費の2年分に相当する金額を超えたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により除名が議決されたときは、その会員に対し通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 総正会員が同意したとき。
- (拋出金の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拋出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は社員一名につき一個とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集するものとし、会日より7日前までに各会員に対して、その通知を発するものとす

る。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、総会ごとに出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第19条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

理 事 10名以内

監 事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長のうち1名をもって同法第91条1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総会の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

4 会長及び副会長は、事業年度毎に、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属書類

2 事業報告書については、会長がその内容を通常総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、通常総会の承認を受けなければならない。

4 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第37条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において会員の半数以上が出席し、会員の議決権の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を

得なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金分配の禁止)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 顧問、相談役

(顧問、相談役)

第43条 この法人に顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の会長経験者その他から、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 相談役は、この法人の副会長経験者その他から、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 顧問、相談役は、会長の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問、相談役の任期は役員の任期に準ずる

付則

1 この法人の設立初年度の事業年度は、第6条の規定にかかわらず、本法人設立の日から平成26年3月31日までとする。

2 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本法人設立の日から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は次の通りである。

住 所	栃木県鹿沼市上永野217番地1
-----	-----------------

設立時社員	池澤達夫
-------	------

住 所	栃木県宇都宮市下岡本町2507番地3
-----	--------------------

設立時社員	有限会社石川建築構造設計事務所 代表取締役 石川 實
-------	----------------------------

住 所	栃木県宇都宮市新里町乙577番地1
-----	-------------------

設立時社員	大須賀信人
-------	-------

4 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他法令の定めるところによる。

平成25年8月20日